



オーロラ・エクスペディションズ社旅行条件書 Aurora Expeditions Terms and Conditions

前書き

- a) Aurora Travel Pty Ltd (ACN 139 766 911) (オーロラ・エクスペディションズ社)。
- b) これらの利用規約の目的上、利用規約に拘束されることに同意する各乗客は「あなた」または「あなたの」と呼ばれます。
- c) 以下の利用規約を注意深くお読みいただき、ご理解ください。これらの利用規約は、すべての予約を受け入れるための基本を定めています。オーロラ・エクスペディションズ社（以下オーロラ社）を利用の上、旅行し、探検クルーズの代金を支払うことにした場合は、オーロラ社によって随時行われる可能性のある利用規約の修正を含め、これらの利用規約に同意したことを理解した上で行います。

1. 価格と妥当性

- 1.1 探検クルーズ代金は、印刷時の地上費用、燃料価格、備船料、および航空運賃（該当する場合）に基づいています。価格を上げないように最善を尽くしていますが、これは私たちの手に負えないこともあります。その上で、私たちは価格を修正する権利を留保しますが、修正は探検クルーズを提供するためのコストが増加した場合にのみ発生するはずで、航空運賃、燃料費、政府の税金と料金、為替レートの変動、地上コスト、備船料などが含まれますが、これらに限定されません。代金の値上げ分は、出発前にお客様が支払う必要があります。
- 1.2 これらの利用規約で、将来の探検クルーズに向けてオーロラ社に支払った代金をクレジットにすることができると規定されている場合：
 - a) クレジットは、探検クルーズ代金にのみ使用でき、オーロラ社が提供するその他の商品やサービスには使用できません。
 - b) いかなる状況においても、代金は返金されません。そして
 - c) クレジットの対象となる探検クルーズは、お客様が予約した最初の探検クルーズの出発日から 24 か月以内に出発する必要があります。

2. 責任とリスクの引き受け

- 2.1 予約フォームを当社が受け取り、申込金 (3.1 項を参照) を受け取ると、お客様とオーロラ社との間に拘束力のある契約（「契約」）が締結されます。これらの利用規約は、契約の不可欠な部分です。予約フォームに 1 人以上の他の人を記載する場合、あなたは、あなたと予約された他の人に関係する契約から生じるすべての義務に対して個人的に責任を負うことに同意するものとします。
- 2.2 この権利放棄が、競争消費者法、オーストラリア消費者法、またはオーストラリアに随時存在する可能性のあるその他の法律によって禁止または制限される場合を除き、ただし、人身傷害、死亡、物的損害、またはオーロラ社と共同で、またはこれに関連して開催された旅行への参加の結果として被る可能性のあるその他の損失、損害、または費用が発生した場合。これにより、オーロラ社、その関連団体、企業、請負業者、従業員、代理人、およびライセンサー（認可する人）またはライセンシー（認可された人）を、それらまたはそれらのいずれかに対して行った、または将来いつでも行う可能性のあるすべての請求および訴訟から免責します。
- 2.3 冒険旅行の通常のコースで発生する可能性のある危険と固有のリスクに加えて、冒険旅行には特定の追加の危険とリスクがあり、その一部には次のものが含まれる可能性があることを認識しています。流行、準備ができていない可能性のある身体的運動、突然の予期しない変化にさらされる異常気象、通常の医療サービスからの遠隔性、および身体障害者の場合の避難困難。契約を締結することにより、あなたは同意します：
 - a) 提案された冒険旅行に内在するすべてのリスクと、人身傷害、死亡、物的損害、または損失の可能性を受け入れること。
 - b) 冒険旅行の楽しさと興奮は、旅行に伴う固有のリスクの一部由来していることを認め、家庭や職場で受け入れられている安全を超えた活動、およびこれらの固有のリスクがそのような楽しみと興奮に寄与し、参加の理由となること。
 - c) 怪我や病気をした場合、オーロラ社はあなたの健康に適切であるとみなすため、あなたの費用で治療と緊急避難サービスを手配することができます。そして
 - d) このようなリスクの受け入れは、船内でのプレゼンスと活動、および船外での活動の両方にまでおよびます。
- 2.4 存在する可能性のある契約の他の条項にかかわらず、お客様は、お客様またはお客様が代位またはその他の方法で、保険会社を含む、お客様が損失または損害を被った場合に、お客様またはお客様の下で請求する者に対する一切の責任からオーロラ社を免責します。旅行および/またはキャンセル保険契約に基づいて補償を受ける権利があります。
- 2.5 オーロラ社は、渡航書類、手荷物、またはその他の所持品の紛失、損傷、または強盗について責任を負いません。
- 2.6 契約の締結において、お客様は、オーロラ社または、そのスタッフ、その他の代理人、代表者、またはその他の誘因または強制

による契約の締結を口頭、書面、または視覚的に表現または表明することをしていません。オーロラ社の探検クルーズを予約することを決定する際に、あなたは探検クルーズの適合性とすべての側面についてあなた自身に問い、そしてあなたはそれらの質問に基づいてあなたが参加したい探検クルーズを自身で決めました。

- 2.7 あなたはあなたが 18 歳以上で、オーロラ社のウェブサイト上に表示されるこれらの利用規約を読んで理解したことを確認し、契約があなたの相続人、近親者、遺言執行者、管理者、後継者を拘束することに同意するものとします。

3. 予約の確認と支払い条件

- 3.1 予約を確認するには、予約フォームに記入し、予約から 7 営業日以内に 1 人あたり 2,500 米ドルの返金不可の申込金を支払う必要があります。誤解を避けるために、オーロラ社が予約フォームと申込金を受け取るまで、予約を確認することはできません。
- 3.2 アクティビティ（カヤック、ダイビング、スノーシューなど）への参加を確認するには、アクティビティごとに 1 人あたり 250 米ドルの申込金が必要です。アクティビティ申込金は、探検クルーズの場所を確認するために必要な代金に追加されます。アクティビティの申込金は、最少催行人員に達していないためにアクティビティがキャンセルされた場合、またはサードパーティによってアクティビティがキャンセルされた場合にのみ返金されます。
- 3.3 参加者が最少催行人員に達していないためにオーロラ社がアクティビティまたはトレッキングをキャンセルした場合、またはアクティビティまたはトレッキングが第三者によってキャンセルされた場合、オーロラ社は、あなたがそのアクティビティまたはトレッキングに対して支払った代金を全額返金します。探検クルーズの残金に充当する事を希望する場合には、その金額をお知らせください。
- 3.4 残金の支払いは、探検クルーズの出発日の少なくとも 90 日前迄に（または第 8 条に従って探検クルーズの修正された出発日の）支払われる必要があります。この目的のために請求書が送付されます。
- 3.5 クレジットカードでの支払いが可能です。加盟店手数料と銀行手数料が加算して適用されます。

4. 子供に対しての方針

- 4.1 予約は 8 歳以上の方にご利用いただけます。18 歳未満の乗客は、探検クルーズ中は常に大人の同伴が必要であり、有料の追加アクティビティ中を含め、常に、子供の世話をしていなければなりません。子供の世話は、常に大人の唯一の責任です。
- 4.2 8～17 歳の子供は、探検クルーズの大人と同一の代金を支払う必要があります。

5. お客様による予約の変更またはキャンセル

- 5.1 探検クルーズのキャンセルをご希望の場合は、旅行代理店または探検クルーズ営業チームに書面で直ちに通知するようお願いいたします。キャンセルは、オーロラ社が書面による通知を受け取った時点で有効になります。

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって	予約日～91 日前まで	US\$ 2,500
	90 日前～当日まで	クルーズ代金の 100%
クルーズ開始後、無連絡不参加		クルーズ代金の 100%

- 5.2 探検クルーズの出発日の 90 日以上前にキャンセルが行われた場合、オーロラ社に支払われた申込金は没収されます。探検クルーズの出発日の 90 日以内にキャンセルが行われた場合、オーロラ社にキャンセルの通知を提供してから 7 日以内に探検クルーズの残金を支払う義務があります。ただし、どちらの状況でも、オーロラ社は、支払われた申込金を次の探検クルーズに充当するというユーザーからの要求を考慮します。オーロラ社がそのような要求に同意するかどうかは、可用性やその他の要因など、該当する状況によって異なります。同意するかどうかの決定は、オーロラ社がその絶対的な裁量で行います。オーロラ社がそのような要求に同意する場合、管理費および関連費用をカバーするために、乗客 1 人あたり 500 米ドルをお支払いいただきます。その後の追加料金も支払う義務があります。探検クルーズの申込金の充当は、最初に提案された出発日から 24 か月以内に出発する探検クルーズでのみに有効です。別の探検クルーズへの申込金への充当は 1 回のみ許可されています。

6. 特別なリクエストまたは要件

- 6.1 オーロラ社は、特別な食事制限を含む、お客様からの特別な要求に対応するために合理的な努力を払いますが、保証することはできません。このような特別なリクエストや要件を予約した後はオーロラ社がそれらに対応できるように、できるだけ早くオーロラ社にアドバイスする必要があります。同様に、特別なイベントについては、予約後できるだけ早くお知らせください。
- 6.2 オーロラ社は、すべての合理的な努力を払って、お客様が選択したキャビンおよびキャビン番号が、エクスペディションの過程で利用できるようにします。ただし、さまざまな状況により、常にそれを達成できるとは限りません。それが達成できない場合、オーロラ社は、状況が許す限り、お客様が選択したキャビンと同様の別のキャビンをお客様に提供するために、あらゆる合理的

な努力を払います。これの例外は、キャプテンズ・スイートで予約された乗客に適用されます。

7. オーロラ・エクスペディションズ社によるキャンセル

- 7.1 契約の他の条件にかかわらず、オーロラ社は出発前に探検クルーズをキャンセルする権利を留保します。その場合、お客様が支払った代金は全額返金されます。

(但し、「フライ/セイル」、「フライ/フライ」、「セイル/フライ」に関しては、以下の規定に従います。)

また、お客様は、損失、結果的または間接的な損害、費用、時間または不便の損失、機会の損失または楽しみの損失について、補償または損害を含むがこれらに限定されない、そのようなキャンセルに関連するさらなる請求を行う権利を有しません。

- 7.2 オーロラ社は、参加者が最少催行人員に達していない場合、探検クルーズ、トレッキング、またはアクティビティをキャンセルする権利を留保します。私たちは、探検クルーズ、トレッキング、または活動をキャンセルする決定をできる限り早く行うよう努め、その決定を可能な限り早く通知します。キャンセルされたものと同様の別の探検クルーズ、トレッキング、またはアクティビティを特定するよう努めます。利用できない場合は、すでに受け取った代金は、全額返金されます。
- 7.3 オーロラ社はまた、第三者によるキャンセルの場合、アクティビティまたはトレッキングを運営するまたはキャンセルしない権利を留保します。
- 7.4 悪天候の結果として、オーロラ社が探検クルーズをキャンセルする必要がある場合もあります。オーロラ社は、探検クルーズが確実に行われるように努めますが、気象条件によりこれが不可能な場合もあります。オーロラ社は、気象条件の結果としてキャンセルされた場合の損失、損害、費用、または費用について一切責任を負いません。その場合、あなたはあなたが支払った代金の返金を受ける権利がなく、あなたはこれらの利用規約に基づいて支払われるべき代金を支払う義務があります。
- 7.5 「フライ/フライ」、または「フライ/セイル」、「セイル/フライ」の航海の予約には、以下の**特定の利用規約が適用**されます。
- 7.6 「フライ/セイル」航海は、チリのプンタアレナスからキングジョージ島への飛行、そしてキングジョージ島から南極内の指定された目的地への船による航海、および南極からアルゼンチンのウシュアイアへの船による航海が含まれます。
- 7.7 「フライ/フライ」航海は、チリのプンタアレナスからキングジョージ島への飛行、そしてキングジョージ島から南極内の指定された目的地への船による航海、次に南極からキングジョージ島への船による航海、そしてキングジョージ島からチリのプンタアレナスへの飛行が含まれます。
- 7.8 「セイル/フライ」航海には、アルゼンチンのウシュアイアから南極内の特定の目的地への船による航海、次に南極からキングジョージ島への船による航海、そしてキングジョージ島からチリのプンタアレナスへの飛行が含まれます。
- 7.9 「フライ/セイル」、「フライ/フライ」または「セイル/フライ」の航海は、予約された探検クルーズの開始点から開始したものとみなされます。
- 7.10 悪天候のため、プンタアレナスから乗船地点までの飛行機のチャーター便が遅れた場合、オーロラ社は、チャーター便の出発予定時刻から最大 72 時間以内に後のチャーター便の手配を試みます。追加料金無しでこれを試みますが、追加料金が適用される場合、お客様はその追加料金を支払う義務があります。
- 7.11 チャーター便の出発予定時刻から 72 時間以内に、後のチャーター便を手配することが合理的に実行可能でない場合、探検クルーズはキャンセルされたとみなします。
- 7.12 チャーター便に影響を与える気象条件により、探検クルーズの航海がキャンセルされたとみなされた場合、オーロラ社は次のオプションを提供します。
- a) 次回の探検クルーズでは追加料金なしでお客様に対応できるよう努めますが、これはキャビンの空き状況やその他の該当する状況によって異なります。その後のチャーター便の追加費用または料金はおお客様の負担となります。
 - b) 次に予定されている航海に参加したくない場合、または上記のように対応できない場合は、クレジットの形で、選択した将来の航海の費用の 50%割引を提供します（空室状況による）。50%割引は、元の航海と同じキャビン・カテゴリーにのみ適用されます。より高いキャビン・カテゴリーへのアップグレードは、元のキャビン・カテゴリーとアップグレードされたキャビン・カテゴリーの差額は、支払い対象となります。割引とクレジットは譲渡または現金との交換はできません。その後の探検クルーズは、元の探検クルーズがキャンセルされたとみなされた日から 12 か月以内に行う必要があります。あなたが支払った価格の残りの 50%はオーロラ社に没収され、あなたはその 50%またはその一部を回収する権利がないことに同意します。上記のオプションのいずれも実行されない場合、あなたはあなたが支払った金額の払い戻しを受ける権利がありません。
- 7.13 チャーター便が遅れた場合、エクスペディション・リーダーまたはオーロラ社の別の代表者が最新情報を提供します。チャーター便が飛ぶことができるようになるまで、可能な限り楽しい滞在ができるように情報を提供するよう努めます。
- 7.14 キングジョージ島からチリのプンタアレナスへのチャーター便が遅れた場合、すでに南極にいる乗客は、プンタアレナスへの飛行便の出発許可がでるまで船に滞在します。気象条件により、予定の出発時刻から 72 時間以内にフライトが出発できない場合、船はキングジョージ島からプエルト・ウィリアムズまたはウシュアイアで下船出来るようあなたを海路で輸送します。船内に滞在中の食事は全食含まれています。いかなる理由であれ、返金はされません。この変更の結果として生じたいかなる請求も行う

権利はありません。オーロラ社は、国際航空運賃、国内航空運賃、宿泊施設、購入した追加サービス、遅延の影響を受けた、または遅延或いはキャンセルの結果として生じた変更料金を含むがこれらに限定されません。お客様が行った費用について責任を負わず、請求も受け付けません。

8. 旅程のバリエーション

- 8.1 契約の他の条件にかかわらず、不可抗力イベントの直接的または間接的な結果（第9条）を含むがこれらに限定されない予期しない状況により、オーロラ社は、事前の通知をほとんどまたはまったく行わずに、探検クルーズの旅程のあらゆる側面を変更する場合があります。お客様には返金を請求する権利はなく、オーロラ社はお客様に対する義務を負わず、補償または損害、損失、結果的または間接的な損害、費用、時間または不便の損失、機会の損失または楽しみの損失について責任を負いません。そのような変更に関して。このような変更は、オーロラ社にいかなる種類の請求を提出するために使用することはできません。
- 8.2 オーロラ社が探検クルーズの出発日を変更することを選択した場合、修正された出発日はオーロラ社から書面で通知され、日付は元の出発日から18か月以内であればいつでも可能です。
- 8.3 第8.1項に従って、オーロラ社によって探検クルーズの出発日に変更される場合、次のことができます。
 - a) 8.2項に従ってお客様に通知された修正出発日の条件に同意します。
 - b) オーロラ社への書面による通知により、8.2項に従ってアドバイスされた修正された探検クルーズの旅程の利益を家族のいずれかに割り当てることを選択します。または
 - c) 将来の探検クルーズの代金に向けて、オーロラ社に支払ったすべての代金をクレジットにします。
- 8.4 契約の他の条件にかかわらず、次のことを行う必要があります。
 - a) 8.2項に従って、オーロラ社からアドバイスされたように、あなたまたは家族が改訂日に探検クルーズに参加することを望まない場合。または
 - b) 第8.3(c)項に基づく将来の航海のクレジットの利益を引き受けたくない場合、すべての状況におけるお客様の唯一の償還請求権は、第5項に基づくお客様によるキャンセルとなります。
- 8.5 南極と北極の手付かずの環境に対する観光の影響を最小限に抑えるために、IAATOとAECOは、常に最大100人の上陸を制限しています。100人以上の探検クルーズがいつでも上陸を希望する場合、オーロラ社は、政府当局によって確立された規制に従って上陸を管理する権利を留保します。

9. 不可抗力

- 9.1 オーロラエクスペディションは、不可抗力、エピデミック（エピデミックから自然に発生するイベントとともに）、政府の行動、ストライキ、またはその他の労使関係の問題、事故、天候、交通によって防止または遅延した場合、契約の履行、空港の状態、サードパーティのサプライヤーによるパフォーマンスの欠如、またはその他の制御できない原因について責任を負いません。
- 9.2 9.1項に従って定義された不可抗力イベントの状況では、オーロラ社はその絶対的な裁量で以下を行うことができます。
 - a) 第7条に従い、探検クルーズの全部または一部をキャンセルする。
 - b) 第8条に従って探検クルーズの旅程を変更する。
 - c) オーロラ社が合理的に必要とみなすその他の措置を講じる

10. 健康、必要なフィットネスレベル、旅行の成績、年齢制限+強制的な医学的評価

- 10.1 医師の診察を必要とするリスクを高めることが合理的に予想される場合や、あなたが行うタイプの探検クルーズで通常の行動に影響を及ぼし、他の探検クルーズのメンバーに悪影響を与える可能性がある既往症および/または障害についてオーロラ社に助言するのはあなたの責任です。
- 10.2 あなたは、完全に資格のある開業医からあなたの病状を提供する必要があり、この目的のために、あなたが既存の病状を持っているかどうかに関係なく、開業医によって署名される必要がある医療フォームを提供しますので、探検クルーズ出発日の3ヶ月から6ヶ月前までにオーロラ社にご返送願います。探検クルーズ出発日の3か月以内に予約した場合、医療フォームを予約から最大5日以内にオーロラ社にお送り願います。記入済みの医療フォームを返送しなかった場合、オーロラ社は予約をキャンセルする権利があり、その場合には、キャンセル規定が適用されます。
- 10.3 医療フォームの提出後に病状が変化した場合、そのような変化に気付いてから48時間以内にオーロラ社に通知しなければなりません。
- 10.4 オーロラ社は、独自の裁量により、理由の如何を問わず、払い戻しや結果として生じる費用なしに、乗客の入場/乗船を拒否する権利を留保します。(乗客が探検クルーズおよび/または追加の活動に参加するのに不適当であるとみなす可能性がある、または他の探検クルーズ参加者に影響を与える可能性がある正確な医療情報を乗客が開示していないと判断するエクスペ

イション・リーダーおよび／またはオーロラ社の医療顧問を含むがこれらに限定されない)。

- 10.5 妊娠している場合、あなたの安全と胎児の安全のために、オーロラ社は探検クルーズに参加することをお勧めしません。ただし、探検クルーズの開始前に妊娠していることがわかり、旅行に対するアドバイスに関係なく参加を希望する場合は、航海の終了時に妊娠 16 週以内である必要があります。そして、居住国を離れる前に、開業医からの許可が必要です。あなたの旅行保険は、冒険に基づく活動から生じる妊娠関連の合併症をカバーしなければなりません。いずれにせよ、オーロラ社は 10.4 項を実施する権利を留保します。これにより、エクスペディション・リーダーおよび／またはオーロラ社の医療顧問は、参加者が探検クルーズに参加するのに適しているか、探検クルーズのアクティビティに参加するのに適しているかを見なされるかについて最終決定を下します。

11. 必須の旅行保険

- 11.1 オーロラ社が提供する冒険的な旅行スタイルと、私たちが旅行する地域が遠隔地のため、すべての乗客は、出発前に包括的な海外旅行保険に加入し、それを維持することがオーロラ社の探検クルーズへの参加条件です。
- 11.2 オーロラ社で旅行する乗客は、手荷物の紛失、休日のキャンセルと削減、医療、事故、本国送還／緊急避難の補償範囲には、少なくとも 250,000 米ドル相当、その他の場合は十分な補償が含まれる海外旅行保険に加入する必要があります。私たちは世界の遠隔地に旅行します。保険証券の本国送還／緊急避難の給付は最低額よりも高く、必要に応じて遠隔または極地の避難をカバーすることをお勧めします。探検クルーズ中に船上または陸上で発生した医療問題により、医療、本国送還、避難、航空機の使用などの費用が発生した場合、これらの費用および費用の支払いの責任は、乗客にあります。そのような不測の事態があなたの旅行保険でカバーされていることを確認してください。いずれにせよ、旅行保険に加入していない場合、責任は乗客にあり、オーロラ社は、オーロラ社の場合を含め、一切の責任を明確に拒否します。または、オーロラ社の関連団体が、お客様に代わって旅行保険を手配します。
- 11.3 お客様の保険内容の詳細は、残金の最終支払の前に当社に提供する必要があります。要求された期日迄に要求された保険情報を提供しなかった場合、当社は予約をキャンセルする権利を留保します。
- 11.4 第 11.3 項に従ってオーロラ社に旅行保険の詳細を提出せず、その後予約がキャンセルされた場合、お客様は返金を受ける権利がなく、これらの利用規約に従って期日迄に残金の支払い義務があります。

12. 個人データ、ビザ、健康要件

- 12.1 お客様は、予約を行うためにお客様から提供されたすべての個人情報が正しいことを確認する責任があります。オーロラ社は、お客様から提供された情報が正しくない、または不完全であるために誤って発行されたバウチャーまたはチケットに対して責任を負いかねます。予約確認後に名前やスペルを変更すると、サプライヤーが課す変更手数料が発生する場合があります、これはお客様の責任となり支払い義務が発生します。予約時にパスポートのスキャンしたコピーを提出してください。
- 12.2 あなたは、訪問または通過が提案されている国のすべての入国管理、パスポート、ビザ、健康、検疫および税関の法律、規制、命令、要求、またはその他の要件に責任があります。これらの国の要件を大使館、領事館、またはその他の当局に確認する必要があります。
- 12.3 ビザ (トランジットビザを含む) と相互手数料 (出発前に支払われる) は乗客の責任ですので、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もありますので、渡航前に日本国内にある渡航先国の 大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手するようにしてください。なお、各国の一般的な出入国審査等の情報は、外務省 海外安全ホームページの「安全対策基礎データ」に記載しています。
- 12.4 訪問する国では予防接種が必要になる場合があるため、旅行先の健康要件を確実に把握するのはあなたの責任です。これらの要件についてアドバイスする検疫所に連絡する必要があります。旅行の少し前に予防接種が推奨される場合がありますのでご注意ください。

13. 国際航空運賃と発券

- 13.1 すべての航空機の予約は、航空会社の運送約款の対象となります。航空運賃に関連するキャンセルおよび返金ポリシーは、航空運賃の利用規約および関連する航空会社によって異なります。オーロラ社は、修正、変更、キャンセルに関して厳しい条件の航空券を販売しています。その多くは、チケットの発行後に変更および返金はできません。予約時に運賃条件を代理店にお問い合わせください。自国を出発してからの航空便の変更は、航空券を発券或いは、手配した旅行代理店または航空会社に直接連絡する事をおすすめ致します。
- 13.2 追加パッケージおよび追加サービスの変更は、サプライヤーまたはオペレーターの予約条件に従うものとします。これらのサービスに関連するキャンセル、修正、および返金ポリシーは異なります。予約時に修正またはキャンセルポリシーについてエージェントにお問い合わせください。

13.3 当社は、本契約に基づいて第三者から手数料、コミッション、贈答品、または金銭的インセンティブを受け取る場合があります。

14. エクスペディション・リーダーの権限

14.1 オーロラ社のエクスペディション・リーダーまたは代表者の決定は、エクスペディション・メンバーの安全と幸福、私たちが訪れるコミュニティと野生生物のすべてが満たされた状態、およびエクスペディションの実施に影響を与える可能性のあるすべての事項について常に最終的なものとなります。これには、オーロラ社のエクスペディション・リーダーが、エクスペディションまたはエクスペディションの一部を構成する特定のアクティビティへの乗客の継続的な参加について行う可能性のある決定が含まれます。乗客がオーロラ社のエクスペディション・リーダーの決定に従わなかった場合、またはグループの幸福を妨げた場合、オーロラ社のエクスペディション・リーダーは、探検クルーズへの参加を取消、退去を要求する権利を留保します。払い戻しの権利はなく、オーロラ社は、そのような取消から生じるいかなる補償、費用、損害または損失に対しても責任を負わないものとします。

15. 写真の同意とリリース、プライバシーとデータ保護

15.1 オーロラ社をご利用のお客は、オーロラ社に探検クルーズ中の写真撮影の許可を与え、それらの画像に対するすべての権利を放棄します。あなたは、オーロラ社があなたとあなたのコメントを、メディアや販促資料での将来の宣伝のために使用する可能性があることを理解し同意します。お客は、それに関するプライバシーまたは著作権に対する権利を放棄します。

15.2 写真撮影を希望しない乗客は、探検クルーズの開始前に書面でオーロラ社に通知する必要があります。

15.3 当社がお客様の予約を処理し、お客様にサービスを提供するためには、お客様の個人情報を提供する必要があります。この情報は、サービスプロバイダー、税関、入国管理局に提供する必要があります。当社がお客様の個人情報を提供する一部の人は、オーストラリアの法律で義務付けられているのと同じレベルの個人情報の保護を提供しない可能性のある国を含め、海外に居住しています。予約を行うことにより、この条項に記載されている方法で個人情報を使用および開示することに同意したことになります。

15.4 探検クルーズの開始前に書面で当社にそうすることを望まないことを通知しない限り、マーケティング目的でお客様の名を使用することもあります。該当する範囲で、本利用規約の第 20 条に記載されている条項が適用されるものとします。

15.5 航海記録／ビデオで使用するために乗客がオーロラ社に提供した写真は、乗客からの指示がない限り、マーケティング目的でオーロラ社が使用し、ウェブサイトの航海記録／ビデオセクションに表示することができます。

16. フィードバック

16.1 旅行について苦情がある場合は、できるだけ早い機会に、オーロラ社のエクスペディション・リーダーまたはオーロラ社の代表者に知らせてください。彼らは、状況に応じて適切と思われる措置を講じます。探検クルーズの終了時に苦情が適切に処理されていないと感じた場合は、旅行終了後 30 日以内に、直接または旅行代理店を通じて書面でご連絡ください。オーロラ社は、適切と思われる方法でそのような苦情に対処する権利を留保します。

17. 旅行代理店の予約

17.1 オーロラ社は、あなた（乗客）が旅行代理店を利用してオーロラ社との手配を予約できることを認め、旅行代理店によるいかなる表明に対しても責任を負わないものとします。あなた（乗客）は、予約フォームと申込金を提供する際に、利用規約を読み、理解し、同意するのはあなたの責任であることを理解し、認めます。オーロラ社で直接または旅行代理店を通じて行われた予約は、これらの利用規約に同意し、それに従うことを意味する拘束力のある契約を構成します。予約フォームと個人情報フォームに正確に記入するのは乗客の責任です。オーロラ社またはその認定代理店を通じて予約されていない航空機または事前／事後の地上手配は、本契約の一部を構成せず、オーロラ社が参加していない独自の利用規約に従うものとします。旅行代理店には、オーロラ社との契約の一部を構成しない独自の予約条件（当社に加えて）があります。

18. 船の画像、地図、航海の旅

18.1 バンフレットやウェブサイトに掲載されているものを含む画像や動画は、アーティストの印象である可能性があり、探検客船のキャビン、スイート、パブリックエリアのインテリアデザインは変更される場合があります。

18.2 デッキプラン、スイートのサイズ、画像、レイアウト、およびバンフレットや Web サイトへの掲載内容は異なる場合があります、変更される場合があります。それらは一定の縮尺で描かれていない可能性があり、単なる目安です。各カテゴリー内のスイートとバルコニーのサイズは、各デッキの場所によって若干異なる場合があります。

18.3 バンフレットおよびウェブサイトに含まれている地図および／または航海の旅はガイドラインです。記載されている旅程に従うようにあらゆる努力が払われますが、政治的問題や自然状況、またはその他の予期しない状況が発生した場合、当社は探検ク

ルーズのそのセクションの代わりに別の旅程を使用する権利を留保します。可能性は低いですが、それは遠隔地やあまり訪問されていない地域への探検クルーズの本質的な結果です。

19. 管轄権と法律

19.1 本契約に起因または関連して発生するすべての紛争および請求は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州で適用される法律に準拠します。オーロラ社から製品およびサービスを取得することにより、お客様は、必要に応じて、ニューサウスウェールズ州裁判所およびオーストラリア連邦の専属管轄権に同意し、これに従うものとします。

20. データ保護

20.1 定義

「データ保護法」：自然人の保護に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/679 を含むがこれらに限定されない、適用されるすべてのデータ保護およびプライバシー法および規則を意味します。個人データの処理およびそのようなデータの転送（「GDPR」）に関して。

「データ」：契約に関連してオーロラ社によって収集、生成、使用、保存、転送、またはその他の方法で処理されるすべての個人データを意味します。

「損失」：すべての損失、費用、料金、経費用、責任、請求、訴訟、罰金、罰則、損害賠償、および弁護士費用を含む不利な判決を意味します。

20.2 各当事者は以下を行うものとします。

20.2.1 データ保護法に基づく義務を完全に遵守する。

20.2.2 データ保護事項の連絡先を指定し、要求に応じて相手方に連絡先の詳細を提供します。

20.2.3 プライバシー通知が明確であることを確認し、顧客がどのデータを処理するか、および／を理解するのに十分な情報を顧客に提供します。または、予約およびデータ共有の目的に関連して、相手方および／または相手方の許可された下請け業者と共有する。

20.2.4 相手方と共有されるすべてのデータが、データ保護法に従って収集、処理、および転送されることを保証します。そして

20.2.5 実施、維持、および常に適切かつ適切な技術的および組織的措置を実施し、(i) データのセキュリティ、機密性、整合性、および可用性を保護し、(ii) データの不正または違法な処理、およびデータの偶発的な損失、破壊、脆弱性、または損傷から保護します。

20.3 復処理者。当事者がそのデータ処理活動のいずれかに関して復処理者を任命する場合、そのような当事者は、復処理者によるデータの処理の前に、復処理者との契約を締結することを保証するものとします。データ保護法の要件に準拠する条件。各当事者は、復処理者の作為、不作為、不履行について、あたかもそのような当事者の作為、不作為、不履行であるかのように完全に責任を負うものとします。

20.4 データインシデントの通知。

20.4.1 当事者がデータの処理に直接的または間接的に関連する苦情、通知、要求、または通信を受け取った場合、当事者は直ちに相手方に書面で通知し、これに関して完全な協力と支援を提供するものとします。

20.4.2 当事者が発見または疑う場合：

20.4.2.1 データへの不正または違法なアクセス、処理、使用、または破壊。

20.4.2.2 データ保護法に違反してデータが開示またはアクセスされた場合。または

20.4.2.3 データまたはメディア、資料、記録、またはデータを含む情報による損失、盗難、損傷、汚職、または不正流用。および/または

20.4.2.4 データに影響を与えるその他のセキュリティインシデント。

（上記の各「データインシデント」）次に、データインシデントの発見後 48 時間以内に書面で相手方に通知し、データの категорияやおおよその数など、データインシデントの性質の詳細を書面で提供する必要があります。関係する対象と関係する個人データレコードの категорияとおおよその数、データインシデントの予想される結果、およびデータ対象に起こりうる悪影響を軽減するための措置を含む、データインシデントに対処するために取られたまたは取られることが提案された措置。

20.4.2.5 各当事者は、関連する場合、データ保護法および相手方の合理的な指示に従って、データインシデントに関して相手方に完全な協力、情報、および支援を提供するものとします。

20.5 法の変更。データ保護法に変更が生じた場合、各当事者は、データ保護法の継続的な遵守を確保するために、相手方が要求する可能性のある措置（追加の義務への同意または追加の文書の実行を含む）を講じるものとします。

20.6 補償。乗船者は、関連会社または事業、その使用人および代理人を含むオーロラ社を、本条項の規定または本契約に基づく義務の乗船者またはその復処理者による違反の結果としてオーロラ社が被る、維持する、または被る可能性のあるすべての損失に対して補償および免責するものとします。

上記は、「オーロラ社の旅行条件書」を日本語に翻訳したものです。すべてにおいて「オーロラ社の英文の旅行条件書」が優先します。